



(一)

少年の信仰  
 教會に於いて入會志願者試験のため小會を開き教師を始め  
 数名の長老それ／＼着席したり考へて志願者は一人々々例  
 に従て試験を受けみな入會を許されて其所を去るに未だ十  
 歳許を見ゆる一人の少年ありて入會に厭座したり最初は誰か  
 志願者を待居るならんと思ひて同其座を去りて尙厭座  
 居るが故に教師は其所にゆき何用なりやと問はば己も入會  
 せんことを願ふなりといふ依て直機其座は就かせ次第にその  
 信仰を尋るに返答明白にして滯なく己の罪を感じて遂に  
 きりすと教主と頼むに至り依て然らば己の罪人な  
 るを感じたる時には如何にせよと問ふに我は只も手紙に往  
 き己の罪人なることを告げてその赦免を乞ひと對ふ然らば  
 是は汝の祈禱を聞き汝の罪を赦し給へりと望むを問ふに

No 9958

020747-000-6

特47-159

少年の信仰

井深 梶之助ノ訳

M21

ABI-0567



我は只望むのみならず之を知れりといふりの言の餘り斷乎として動かさる様子に一同驚き最も高年の長老少年の顔を見つめつ、汝はイエスは憐に汝の罪を赦したまへることを知れりといふやと問ふに然り憐に之を知れりと對ふ是に於て一同暫時默然として眉をひそめ斯く斷言するは恐くは少年の誤解をらんと思ひしかを彼の長老は又も繰返して我が子よ汝はイエスは汝の罪を赦したまへりと言ふの意ならんといふに否我は之を望みもすれと憐に之を知るなりと對へて更は動かず然らば如何にして之を知るや一同堅唾を飲で其返答を待つに彼の少年は斯く之を問歸らるゝを少し不審の體にて如何となればイエス斯く云たまへばなりと對ふ彼は何ぞ云たまひしか彼は若むわが罪を言あらばは彼は信實にして正心き故に必らず之を赦さんと言たまへり而して我は既に罪を言著した

るが故にイエスはうの言に違はず必らず之を赦したまふことを知るなりと高年の長老眼鏡を取り涙を拭ひながら牧師にいふやう此少年は憐に之を獲たる者なり血肉之を顯はせるに非ず我は此試験を可とすることを動議すと

申原書

三番目

三番目

三番目

明治二十一年四月三十日出版  
 明治二十一年四月廿五日出版

明治二十一年四月廿五日印刷  
明治二十一年四月三十日出版

翻譯者兼  
發行者

福島縣士族

井深梶之助

東京麻布區簞笥町  
三番地寄留

印刷者

廣瀬安七

東京日本橋區兜町  
壹番地製紙分社

(三)

此書は、  
明治二十一年四月三十日出版  
東京麻布區簞笥町三番地寄留  
井深梶之助  
東京日本橋區兜町壹番地製紙分社  
廣瀬安七